松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中小事業者（中小企業基本法第２条において定められている中小企業者をいう。以下「中小事業者」という。）の地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている中小事業者を支援するため、省エネ設備の導入を行う中小事業者に対し、予算の範囲内で松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「省エネ設備」とは、電気冷蔵庫、エアーコンディショナー又はＬＥＤ照明器具であって、それぞれ別表に掲げる要件を満たすものとする。

（補助対象機器）

第３条　補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、販売店若しくは事業所で購入若しくは設置した次の各号全てに該当する製品とする。

（１）未使用品であること。

（２）リース品ではないこと。

（３）補助金の交付を申請する日の属する年度の４月１日以後に購入若しくは設置したものであること。

（４）国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっている機器でないこと。

（５）申請できる購入若しくは設置工事は同一年度内１回までとすること。

（６）ＬＥＤ照明器具にあたっては、蛍光灯等のＬＥＤ以外の照明器具からの買換えであり設置工事を伴うものであること。

（７）販売、工事業者以外の者との購入、設置工事ではないこと。

（補助対象者）

第４条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１）町内に事業所を有し、事業を営む中小事業者であること。

（２）補助金の交付を申請する日において個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「町税」という。）を滞納していないこと。

（３）自らの町内の事業所においてこの要綱における補助金の交付を受けて購入した省エネ設備を設置する中小事業者であること。

（補助対象経費等）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入若しくは設置工事に係る費用とする。ただし、次に掲げる額を除く。

（１）消費税及び地方消費税に相当する額

（２）割引クーポン、各種ポイント、商品券等を使用して購入した場合の相当額

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１に相当する額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、５０万円を限度とする。

（交付申請等）

第７条　補助金の交付を受けようとする中小事業者（以下「申請者」という。）は、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、指定する期間内に町長に提出しなければならない。
（１）補助対象機器の購入若しくは設置に係る経費の内訳が分かる領収書等若しくは見積書等の写し
（２）補助対象機器の省エネルギー基準達成率が確認できるカタログ等の写し
（３）委任状（代理人による申請の場合に限る。）
（４）直近の確定申告書又は決算報告書の写し
２　前項の規定による提出の期間は、令和８年１０月１５日から同年１０月２８日（以下「申請期間」という。）までとする。
３　前２項の規定により提出された書類は、返還しないものとする。
（補助金の交付決定）
第８条　町長は、前条の規定に適合する申請書の提出があったときは、申請期間内に申請の総額が予算額を超えた場合は抽選により補助金の交付の可否を決定し、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
２　町長は、補助金の交付事務に必要な事項について、申請者の同意を得た上で、町の台帳等により申請者の所在、氏名、名称、業種、経営状況等、町税の納付状況、国又は地方公共団体等への照会により公的機関が行う他の補助制度の利用状況の確認をすることができる。
（計画の変更又は中止）
第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象機器の購入等の計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金変更等申請書（様式第３号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。但し、町長が認める軽微な変更を除く。
２　前項の規定にかかわらず、交付決定者は、交付決定を受けた補助金交付額の増額を要することとなる計画の変更については、申請することができないものとする。
３　町長は、第１項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、結果を松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金（変更・中止）承認通知書（様式第４号）により交付決定者に対して通知するものとする。
（実績報告）
第１０条　交付決定者は、補助対象機器の設置等の完了後、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
（１）補助対象機器を購入したことが分かる領収書等の写し
（２）補助対象経費の内訳が分かる書類の写し
（３）申請に係る補助対象機器の製造者等が発行した保証書の写し
（４）申請に係る補助対象機器を自らの事業所に設置したことが分かる写真
（５）振込口座が確認できる書類等の写し
（６）委任状（代理人による申請の場合に限る。）
２　前項の報告書の提出期限は、交付決定日の属する年度の１月１５日とする。
（補助金の額の確定通知）

第１１条　補助金の額の確定は、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付額確定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（遵守事項等）

第１２条　補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。また、第３号以降に規定する期間が経過する前に、補助対象機器を処分しようとするときは、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金に係る財産処分承認申請書（様式第７号）により町長の承認を受けなければならない。

（１）補助金の交付を受けて取得した補助対象機器について、取得完了日から５年間は、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

（２）補助金に係る関係書類等は、省エネ機器の導入が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管すること。財産のうち財産処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該期間を経過するまで保管すること。

（３）エアコンディショナーの処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。次号において「耐用年数等省令」という。）に基づく冷房用又は暖房用機器の耐用年数の耐用年数とする。

（４）冷蔵庫の処分制限期間は、耐用年数等省令に基づく電気冷蔵庫の耐用年数とする。

（設置の確認）

第１３条　町長は、補助事業等を適正に執行するため、必要に応じて設置状況の報告その他の協力を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１４条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第８条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（１）交付決定者から辞退の申出があったとき。

（２）松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第５号）が決められた期日までに提出されなかったとき。

（３）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４）この要綱又は町長の指示に違反したとき。

（５）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（６）その他町長が不適当であると認めたとき。

２　町長は、前項の規定による取消しをしたときは、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１０月１日から施行する。

（この告示の失効等）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、第１２条から第１４条までの規定については、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

別表（第２条関係）

区分	製品の種類
１　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評価点が３．０以上であることにより３つ星以上の統一省エネルギーラベルが表示されている製品	家庭用エアーコンディショナー 家庭用冷蔵庫（冷凍庫、冷凍冷蔵庫を含む）
２　省エネ法のトップランナー基準達成率１００％以上の設備又は経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業『（Ⅲ）設備単位型』」の補助対象設備	業務用高効率空調（業務・産業用エアーコンディショナー等） 業務用冷蔵設備（冷凍設備、冷凍冷蔵設備を含む）
３　ＬＥＤ以外の既設の照明器具からの設備を含む交換工事	ＬＥＤ照明器具（電球のみの交換は除く）

様式第１号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付申請書

松伏町長　　宛

申請者　住所・所在地
氏名・法人名
電話
生年月日（個人の場合）
メールアドレス

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助対象機器の購入等の計画
（１）対象製品の種類（□に「✓」を入れてください。）
□ エアコンディショナー　・　□ 冷蔵庫　・　□ ＬＥＤ照明
（２）設置する対象製品
メーカー名：
機種名型番：
省エネルギー基準達成率：
（３）購入（予定）店舗等
名称：
所在地：
（４）設置予定日　　年　　月　　日　／　未定
（５）交付申請額（上限５０万円）

購入・設置経費（領収書の額）	円（A）
消費税及び地方消費税に相当する額	円（B）
割引クーポン、各種ポイント、商品券等を使用して購入した場合の相当額	円（C）
（A）－（B）－（C）	円（D・補助対象経費）
（D・補助対象経費）×１／２	円（E）
（E）を千円未満切捨て	,000円（交付申請額）

２　添付書類
（１）補助対象機器の購入若しくは設置に係る経費の内訳が分かる領収書等若しくは見積書等の写し
（２）補助対象機器の要件（別表（第２条関係））が確認できるカタログ等の写し

（３）令和７年分の確定申告書の写し等（確定申告書の写し、決算書又は営業証明書）
（４）委任状（代理人による申請の場合に限る。）

３　誓約・同意事項（□に「✓」を入れてください。）

□　次の事項を誓約します。

- 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税について滞納がないこと
- 町が設置状況の報告その他の協力を求めた際は、それに協力すること。
- 松伏町省エネ設備導入促進補助金交付要綱の規定を順守すること。
- 松伏町暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

□　次の事項を承諾します。

- 補助の対象となる経費は、補助対象機器の購入若しくは設置に係る費用であること。ただし、次に掲げる額が除かれること。
  （１）消費税及び地方消費税に相当する額。
  （２）割引クーポン、各種ポイント、商品券等を使用して購入した場合の相当額
- 町が町の台帳等により申請者の住所（所在地）、氏名（法人名）、生年月日（設立日・設置日）、世帯情報、業種、経営状況等を確認すること。
- 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税について滞納がないこと若しくは納付状況について調査を行うこと。
- 国又は地方公共団体等への照会により公的機関が行う他の補助制度の利用状況の確認をすること。
- 店舗等へ購入状況を照会すること。
- 補助金の交付は、対象製品の設置後に松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第５号）を提出した後になること。
- 町に提出した書類は、返還されないこと。
- 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部は取り消され、既に補助金が交付されているときは、その返還をすること。
  （１）交付決定者から辞退の申出があったとき。
  （２）松松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第５号）が決められた期日までに提出されなかったとき。
  （３）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  （４）交付要綱又は町長の指示に違反したとき。
  （５）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  （６）その他町長が不適当であると認めたとき。

□　補助対象機器について。

- 購入品は未使用品であること。
- 購入品はリース品ではないこと。
- 令和８年４月１日以後に購入したものであること。
- 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっている機器でな

いこと。
- 個人間売買での購入ではないこと。
- 自らが経営する町内の事業所においてこの要綱における補助金の交付を受けて購入した省エネ設備機器を設置すること。

□　申請について
- 添付する領収書等は、請求書や注文履歴ではないこと。
- 領収書等若しくは見積書等に記載された購入者若しくは購入予定者と補助金の申請者が同一であること。
- 補助対象工事は、同一年度内 1 回限りであること。
- 補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１に相当する額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円が限度であること。
- 令和８年１０月１５日から同年１０月２８日までの申請額が予算額を上回った場合は抽選により補助金の交付の可否を決定し、同期間の申請額が予算額に達しなかった場合は申請期間を延長し、申請順により補助金の交付の可否を決定すること。
- 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る補助対象機器の購入等の計画の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金変更等申請書（様式第３号）を町長に提出し、承認を受けなければならないこと。（但し、町長が認める軽微な変更を除く。）
- 補助金交付額の増額を要することとなる計画の変更については、申請することができないこと。
- 補助対象機器の設置等の完了後、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第５号）に要綱に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならないこと（電子申請ではなく、郵送等により書類を提出すること。）

□　その他、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱の規定を順守すること。

様式第２号（第８条関係）

環　　第　　号

令和　　年　　月　　日

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金（交付・不交付）決定通知書

様

松伏町長

（公印省略）

　　年　月　日付けで申請のあった松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金について、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

□　　補助金を次のとおり交付する。
　　交付決定額　　円

交付の条件：
（１）交付決定日の属する年度の１月１５日までに松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第５号）に関係書類を添付して報告すること。
（２）松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付申請書（様式第１号）の計画内容の変更若しくは中止をする場合には、町長の承認を受けること。
（３）補助対象機器を町長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

□　補助金を交付しない。
（理由：　　）

様式第３号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金変更等申請書

松伏町長　　宛

申請者　住所・所在地
氏名・法人名
電話
生年月日（個人の場合）

令和　　年度に交付決定を受けた松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金について、対象機器の購入等の計画内容の変更又は中止をしたいので、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり申請します。

記

□　計画内容の変更
変更内容：
変更理由：
※変更に係る見積書又は契約書の写しを添付してください。

□　計画の中止
理由：

様式第４号（第９条関係）

環　　第　　号

令和　　年　　月　　日

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）通知書

様

松伏町長

（公印省略）

　　年　月　日付けで申請のあった松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金の計画内容の変更又は中止について、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

□　計画内容の変更を承認する。
内容：

□　計画内容の中止を承認する。

□　計画内容の変更又は中止を承認しない。
理由：

様式第５号（第１０条関係）

令和　　年　　月　　日

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金実績報告書兼請求書

松伏町長　　宛

申請者　住所・所在地
氏名・法人名
電話
生年月日（個人の場合）

令和８年度に交付決定を受けた松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金について、補助対象機器の購入等が完了したので、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告し、補助金を請求します。

記

１　報告事項
（１）補助金交付決定額　　円
（２）補助対象経費（消費税抜）　　円
（３）購入・設置日　　令和　　年　　月　　日
（４）交付請求額　　円

２　添付書類
（１）補助対象機器を購入・設置したことが分かる書類の写し（領収書等の写し等）
（２）補助対象経費の内訳が分かる書類の写し（契約書等）
（３）申請に係る補助対象機器の製造者等が発行した保証書の写し
（４）申請に係る補助対象機器を自らの事業所に設置したことが分かる写真
（５）振込口座が確認できる書類等の写し
（６）委任状（代理人による申請の場合に限る。）

３　補助金の振込先
金融機関名：
支店名：
預金種別：　普通　・　当座
口座番号（７桁）：
※７桁未満の場合は、番号の左側に０を記して７桁とすること。
※ゆうちょ銀行の場合は、振込用口座番号７桁を記入すること。
フリガナ　：
口座名義人：
※口座名義人は、申請者と同一とすること。

様式第６号（第１１条関係）

環　　第　　号

令和　　年　　月　　日

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付額確定通知書

様

松伏町長

（公印省略）

実績報告のあった令和８年度松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金について、下記のとおり補助金の額が確定したので、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。なお、補助金は、この通知の通知日から３０日以内に実績報告時に指定のあった口座に振り込みます。

記

１　補助金交付決定額　　円
２　補助金交付確定額　　円

様式第７号（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金に係る財産処分承認申請書

松伏町長　　宛

申請者　住所・所在地
氏名・法人名
電話
生年月日（個人の場合）

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金により取得した補助対象機器を、下記のとおり処分したいので、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱第１２条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付決定日：

処分の方法：

処分の時期：

処分の理由：

様式第８号（第１４条関係）

環　　第　　号

令和　　年　　月　　日

松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付決定取消通知書

様

松伏町長
（公印省略）

令和　年　月　日付で交付決定の通知をしました松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金について、松伏町中小事業者省エネ設備導入促進補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

記

１　取消しの区分
□ 全部取消　　□ 一部取消

２　取消しに係る補助金等の額
円

３　取消しの理由

４　返還すべき補助金の額及び期限（※既に補助金が交付されている場合）
返還額：　　円
期限　：　令和　　年　　月　　日